

日被告人に商号変更し、これらにより、被告人がハッピークレジットの原告人に対する権利義務を承継している。

(2) 原告人は、平成12年9月1日、当時の夫である●●●● (以下「●●●●」^Aという。)に名義を貸すこととして、被告人との間で、次の約定で原告人から繰り返し金銭の借入れができる旨の金銭消費貸借契約 (以下「本件契約」という。)を締結し、●●●●^Aは、以後平成15年9月4日までの間、本件契約に基づき、原告人名義で、原判決別紙計算書のとおり繰り返し借入れと弁済を行った。

ア 利息 年率29.20%

イ 遅延損害金 年率29.20% (年365日の日割計算)

ウ 期限の利益 支払期日までに利息又は元金の支払を怠ったときは、被告原告人からの通知催告がなくとも、被告原告人に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う。

(3) 原告人は、平成15年8月4日の弁済を怠ったため、同日の経過によって、本件契約に係る債務 (以下「本件債務」という。)の期限の利益を喪失した。
●●●●^Aは、平成15年9月4日に4万円を弁済したが、その後、平成25年1月31日に至るまで、●●●●^A及び原告人は、被告原告人に対して本件債務の弁済を行わなかった。

(4) 被告原告人従業員の富田裕介 (以下「富田」という。)は、平成25年1月30日午前11時01分ころ、原告人宅を訪問した。

富田は、原告人に対し、ハッピークレジットが被告原告人の現在の商号に変更したことを伝え、本件債務として約181万円を支払うことを求めた後、自分の携帯電話で、被告原告人の営業管理部債権課に勤務していた石本和也 (以下「石本」という。)に架電し、その電話を原告人に替わった。

石本は、原告人に対し、ハッピークレジットが被告原告人の現在の商号に変

ず、通常の債権回収において行われる限度を超えて長時間執拗に弁済を迫った事実は認められない。そもそも、本件債務は、上告人が●●に名義を貸して契約書に署名・押印したことが原因で生じたものであり、上告人から●●に確認してみるなどと言われた被上告人の立場からしても、上告人が●●に確認した上で本件支払をしたと考えても無理はないといえるし、本件支払に係る1万5000円が本件債務に比して少額であるのは、残元金32万円余りについて上告人及び●●が弁済しないまま長期間放置したために多額の遅延損害金が発生したために過ぎない。

これらの状況からすれば、上告人の「被上告人の担当者から、高額のお金を今すぐ払え、払わなければ裁判を起こす、高校生の娘に払ってもらえと言われ、困惑と恐怖で頭が真っ白になり、その場を逃れるためにやむにやまれず本件支払をした。被上告人は、上告人が本件債務について消滅時効を援用するのを阻止することを意図して本件支払をさせた。」との主張は採用することができず、上告人において信義則上消滅時効の援用権を喪失しないと解すべき事情を認めることはできない。



よって、上告人が消滅時効を援用することは信義則に反し許されない。


4 しかしながら、原審の前記3(2)の判断は、是認することができない。その理由は、以下のとおりである。

(1) 債務の一部弁済は、債務の承認を表白するものであるところ（大審院大正8年12月26日判決・民録25輯2429頁）、最高裁判所昭和41年4月20日大法廷判決（民集20巻4号702頁）は、債務者が消滅時効完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その時効の援用をすることは許されないと解するのが、信義則に照らし相当であると判示する。信義則に反するか否かの判断は、個々の事件において認めることができる個別的具体的事情を総合的に考慮してなされるべきものであるから、上記最高裁判所判決は、債務者が消滅時効

完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、一律に消滅時効の援用が信義則に反し許されないとするものではなく、個々の事件の個別的具体的事情によっては、消滅時効の援用が信義則に反せず許される場合もあり得ることを容認するものであると解することができる。

- (2) そこで、本件における個別的具体的事情を見るに、前記2の事実関係からすれば、上告人は、自宅に被告従業員の訪問を受け、約10年前の貸金、しかも上告人自身ではなく当時の夫が上告人名義で借りていた貸金について返還を求められ、返還すべき金額は約181万円に及び、即時に支払わない場合には裁判を起すなどと言われたものであるところ、被告が事前に本件債務の存在や上記訪問について上告人に知らせていたことをうかがわせる証拠は見当たらない。通常、このような取立てを受けた場合、債務者としては、相当に困惑して然るべきものと解されるところ、上告人も同様であったものと推認され、頭が真っ白になったという上告人の主張は、このような場合における自然な反応として首肯できる可能性が高い。

原審は、本件支払が被告の取立ての翌日であり、その間、弁済するかどうか考える時間は十分にあったと考えられ、また、上告人は現金を持っていないことを理由にその場で支払うことは断り、に聞いてみるという落ち着いた判断もしていることが認められるとするが、前記2(4)のとおり、本件支払の話は上告人と石本との電話の際に出たものであり、石本の「裁判をする」とか「家族がいるだろう、家族に払ってもらってよ」とかの発言内容からすると、上告人が本件支払をしないと更にどのような取立てを受けるのか不安になるなどして、やむなく本件支払に及んだとしても何ら不自然ではなく、また、上告人がその場で支払をしなかったことが、上告人の言葉どおり、現金の持ち合わせがなかったからであった可能性も否定することができないものというべきであり、上告人が実際にに事

情を確認するまで被上告人に対する支払を引き延ばしていたことをうかがわせる状況も見当たらないのであるから、その場の支払を拒絶し、に聞いてみると言ったことをもって、直ちに落ち着いた判断を示したと評価することは、その合理性に疑問がある。

また、被上告人は、貸金業者であって、本件契約に基づく金銭消費貸借取引の履歴を把握し、本件債務については既に商事消滅時効が完成していることを知悉していたものと推認できるところ、その上で上告人宅を訪問して本件債務の取立てに及んだものであるのに対し、上告人は、当時、本件債務について商事消滅時効が既に完成し、これを援用しさえすれば本件債務の支払を免れることを知っていたことはいかえぬ。そして、前記2(4)のとおり、上告人に対し、当初、富田と石本は約181万円全額の支払を求め、次いで、石本が5000円か1万円を富田に払ってほしいなどと言い、上告人をして翌日に本件支払をするに至らしめたものである。

そうすると、被上告人による上記取立ては、当初より、上告人の消滅時効に関する法的無知のほか、突然訪問されて高額を支払請求を受けたことによる困惑動揺に乗じて、僅かの金額でも早急に支払わなければならないかのような心理状態に誘導し、少額の支払をさせて、事前に上告人の消滅時効援用の方途を封じようとの意図の下に行われた疑いが濃いものといわなければならない。にもかかわらず、原審においては、このような意図の存否に係る解明はなされていないところ、上記意図が存する場合は、上告人による消滅時効の援用が信義則に反するか否かの判断に影響が及んで然るべきものといえるから、上記解明がなされていない以上、上告人において信義則上消滅時効の援用権を喪失しないと解すべき事情の存否の判断はできないものというべきである。

さらに、原審は、上告人の「被上告人が上告人の消滅時効援用を阻止することを意図して本件支払をさせた」との主張を排斥する理由として、「富

田や石本の上告人に対する言動も、訴訟提起の可能性に言及しているが、威迫的な表現を用いておらず、通常の債権回収において行われる限度を超えて長時間執拗に弁済を迫った事実も認められない。」とし、「本件支払が本件債務に比して少額であるのは、残元金を上告人及びAが弁済しないまま長期間放置したために多額の遅延損害金が発生したために過ぎない。」などの状況を掲げるが、これらの事情があるからといって、直ちに、被上告人が上告人による消滅時効援用阻止の意図を有していたとはいえないとの結論を導くことについては、その合理性に疑問がある。

- 5 以上と異なる見解に立って、上告人が消滅時効を援用することは信義則上許されないとして、被上告人の請求を認容した原判決の判断には、審理不尽又は理由不備ないし判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨は上記の趣旨を含むものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そこで、上記の点について更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すこととして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 矢 延 正 平

裁判官 菊 池 徹

裁判官 村 田 龍 平

COPY

これは正本である。

平成 27 年 3 月 6 日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 土井 博行



COPY